

第23 非常コンセント設備

I 外観検査

- 1 階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する部分から概ね5 m以内の場所で、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けてあること。
- 2 その階の各部分から一の非常コンセントまでの水平距離が5 0 m以下となるように設けてあること。
- 3 電源からの回路に設ける非常コンセントの数（保護箱の数）は、1 0以下であること。
- 4 保護箱内には配線用遮断器が設けてあること。
- 5 保護箱内に収納される非常コンセントのプラグ受けは、J I S C 8 3 0 3（定格1 2 5 V、1 5 A）の接地型2極コンセントに適合するものであること。
- 6 非常コンセントの刃受の接地極には、接地工事が施してあること。
- 7 保護箱は配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月22日消防庁告示第10号）第3.
1.（2）に準じたもの（埋込式を除く。）が設けられ、その表面に「非常コンセント」と表示されていること。
- 8 保護箱の上部若しくは直近に赤色の灯火が設けられていること。
- 9 非常電源回路の配線は第3 非常電源の基準により設けてあること。
- 10 総合操作盤は、屋内消火栓設備に準じたものであること。

II 性能検査

1 接地抵抗検査

(1) 方法

保護箱及び非常コンセントの刃受の接地極の接地抵抗値を接地抵抗測定器を用いて測定する。

(2) 合否の判定

測定値が1 0 0 Ω 以下であること。

2 絶縁抵抗検査

(1) 方法

電圧の種別ごとに、配線と大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を、絶縁抵抗測定器を用いて測定する。

(2) 合否の判定

測定値が、次表に掲げる数値であること。

使 用 電 圧	絶縁抵抗値
対地電圧が1 5 0 V以下のもの	0. 1 M Ω 以上
対地電圧が1 5 0 Vを越え3 0 0 V以下のもの	0. 2 M Ω 以上

3 端子電圧検査

(1) 方法

電圧を電圧計を用いて測定する。

(2) 合否の判定

電圧の測定値が定格電圧であること。

4 総合操作盤

屋内消火栓設備Ⅱ. 6 に準じたものであること。